

資料編



# **資料編**

## １　小平市福祉のまちづくり条例

平成９年

条例第２号

改正　平成13年条例第８号

平成21年条例第20号

目次

前文

第１章　総則（第１条―第７条）

第２章　施策の推進

第１節　基本的施策（第８条―第12条）

第２節　情報の共有化のための取組（第13条）

第３節　都市施設の整備（第14条―第16条）

第４節　特定都市施設の整備（第17条―第24条）

第５節　車両、住宅等（第25条―第27条）

第３章　雑則（第28条・第29条）

附則

「いつまでもこのまちに住み続けたい」「幸せに暮らしたい」という思いは、すべての小平市民の願いである。

今日まで、小平市の福祉のまちづくりは、「老人のための明るいまち」のモデル都市、「障害者福祉都市」「健康文化都市」の指定など多くの福祉施策と、市民のたゆまぬ熱意と努力により推進されてきた。

しかしながら、到来する高齢社会に、だれもが住み慣れた地域社会で生活し続けて行くためには、今後さらに、福祉の視点に立った都市の形成と心の通い合った豊かなまちを築くことが必要である。

わたしたちは、このまちに生活するすべての市民がお互いの人間性を認め合い、支え合い、一人の市民として自覚して生活していくことを基本にするとともに、福祉に配慮した「共に生きるまち小平」を実現させるという新たな認識に立ちたいと思う。

わたしたちは、ハードとソフトの両面にわたり調和したユニバーサルデザインの理念に立って、ここに、21世紀にいきいきと笑顔で活動できるやさしい地域社会の構築を目指し、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、福祉のまちづくりに関し、市、事業者及び市民（以下「すべての市民」という。）の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりの行動指針に沿い、福祉のまちづくりに関する施策の基本的な事項を定めることにより、すべての市民が相互に協働して福祉のまちづくりを推進し、もって高齢者や障害者を含めたすべての人（高齢者、障害者、子ども、外国人、妊産婦、傷病者その他の年齢、個人の能力、生活状況等の異なるすべての人をいう。以下同じ。）が安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができる社会の実現を図ることを目的とする。

（行動指針）

第２条　前条に規定する福祉のまちづくりの行動指針は、次に掲げるものとする。

(1)　すべての市民は、生涯を通じて自らの尊厳を保ちながら、相互の尊厳を認め合う市民の一人として自立していくよう努めなければならない。

(2)　すべての市民は、社会連帯の理念の高揚に努め、共に助け合って、心豊かに暮らせる地域社会を実現し、定着するよう努めなければならない。

(3)　すべての市民は、地域で発生する諸問題に積極的にかかわり合いを持ち、その解決に自発的に参加し、連帯して地域づくりに努めなければならない。

(4)　すべての市民は、優しい心で身近なところから協働して手作りのまちづくりをするよう努めなければならない。

(5)　すべての市民は、自らの意思で安全かつ自由に行動ができ、安心して生活できる地域環境整備の推進に努めなければならない。

（定義）

第３条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　ユニバーサルデザイン　年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるよう生活環境その他の環境を作り上げることをいう。

(2)　福祉のまちづくり　ユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができるまちづくりを推進するための取組をいう。

(3)　都市施設　病院、図書館、飲食店、ホテル、劇場、物品販売業を営む店舗、共同住宅、車両等（鉄道の車両、自動車その他の旅客の運送の用に供する機器で規則で定めるものをいう。以下同じ。）の停車場を構成する施設、道路、公園その他の多数の者が利用する施設で規則で定めるものをいう。

(4)　整備基準　都市施設を高齢者や障害者を含めたすべての人が円滑に利用できるようにするための措置に関し、都市施設を所有し、又は管理する者の判断の基準となるべき事項として規則で定める事項をいう。

（市の責務）

第４条　市は、事業者及び市民の参加と協力の下に、福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

２　市は、福祉のまちづくりに関する施策に、事業者及び市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

３　市は、事業者及び市民の福祉のまちづくりに関する活動に対し、これらの者の福祉のまちづくりを推進する上で果たす役割の重要性にかんがみ、必要に応じて支援及び協力を行うよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、その事業活動に関し、その所有し、又は管理する施設及び物品並びに提供するサービスについて、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、他の事業者と協力して福祉のまちづくりを推進する責務を有する。

２　事業者は、市がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

３　事業者は、その事業の実施に当たり、高齢者や障害者を含めたすべての人の施設、物品又はサービスの円滑な利用を妨げないよう努めなければならない。

（市民の責務）

第６条　市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、相互に協力して福祉のまちづくりを推進する責務を有する。

２　市民は、市がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

３　市民は、高齢者や障害者を含めたすべての人の施設、物品又はサービスの円滑な利用を妨げないよう努めなければならない。

（福祉のまちづくりの総合的推進）

第７条　市は、福祉のまちづくりが総合的かつ効果的に推進されることの重要性にかんがみ、事業者及び市民並びに東京都と相互に有機的な連携を図ることができるよう努めるものとする。

第２章　施策の推進

第１節　基本的施策

（計画の策定）

第８条　市長は、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

２　推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　福祉のまちづくりに関する目標

(2)　福祉のまちづくりに関する施策の方向

(3)　前２号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要事項

３　市長は、推進計画の策定に当たり、事業者及び市民の意見を聴くとともに、福祉のまちづくりに関する施策の評価を行い、その結果を推進計画に反映させるものとする。

４　市長は、推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを明らかにするものとする。

（教育及び学習の振興等）

第９条　市は、福祉のまちづくりに関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、福祉のまちづくりに関して、事業者及び市民が理解を深めるとともに、これらの者の自発的な活動が促進されるよう努めるものとする。

（情報の提供）

第10条　市は、前条の福祉のまちづくりに関する事業者及び市民の理解の深化及び自発的な活動の促進に資するため、福祉のまちづくりの状況その他の福祉のまちづくりに関する必要な情報を適切に提供するものとする。

（表彰）

第11条　市長は、福祉のまちづくりの推進に関して著しい功績のあった者に対して、表彰を行うことができる。

（福祉のまちづくり推進協議会）

第12条　市の福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項について調査及び審議するため、市長の附属機関として、小平市福祉のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

２　協議会は、次に掲げる事項について市長の諮問に応じ調査審議するとともに建議することができる。

(1)　推進計画に関する事項

(2)　前号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項

３　協議会は、事業者、市民、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、市長が任命する委員20人以内をもって組織する。

４　委員の任期は、２年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

５　前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第２節　情報の共有化のための取組

第13条　事業者は、高齢者や障害者を含めたすべての人が、その所有し、又は管理する施設、物品若しくはサービスを円滑に利用するために必要かつ有益な情報（以下

「必要とされる情報」という。）を適時に、かつ、適切に入手できるようにするため、必要とされる情報を自ら把握し、適切に提供するほか、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第３節　都市施設の整備

（整備基準への適合努力義務）

第14条　都市施設を所有し、又は管理する者（以下「施設所有者等」という。）は、当該都市施設を整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

２　整備基準は、次に掲げる事項について、都市施設の種類及び規模に応じて定めるものとする。

(1)　出入口の構造に関する事項

(2)　廊下及び階段の構造並びにエレベーターの設置に関する事項

(3)　車いすで利用できる便所及び駐車場に関する事項

(4)　案内標示及び視覚障害者誘導用ブロックの設置に関する事項

(5)　歩道及び公園の園路の構造に関する事項

(6)　前各号に掲げるもののほか、都市施設を円滑に利用できるようにするために必要な基幹的事項

３　施設所有者等は、高齢者や障害者を含めたすべての人が円滑に施設間を移動することができるようにするため、他の施設所有者等との連携を図り、自ら所有し、又は管理する都市施設とその周辺の都市施設とを一体的に整備するよう努めなければならない。

（整備基準適合証の交付）

第15条　施設所有者等は、都市施設を整備基準に適合させているときは、規則で定めるところにより、市長に対し、整備基準に適合していることを証する証票（以下「整備基準適合証」という。）の交付を請求することができる。

２　市長は、前項の請求があった場合において、当該都市施設が整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該施設所有者等に対し、整備基準適合証を交付するものとする。

（市の施設の先導的整備等）

第16条　市は、自ら設置する都市施設が整備基準に適合するよう率先して整備に努めるものとする。

２　市長は、国、東京都その他規則で定める公共的団体（以下「国等」という。）に対し、これらが設置する都市施設が整備基準に適合するよう率先して努めることを要請するものとする。

第４節　特定都市施設の整備

（整備基準の遵守）

第17条　都市施設で規則で定める種類及び規模のもの（以下「特定都市施設」という。）の新設又は改修（建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更（用途を変更して特定都市施設にする場合に限る。）をいう。以下同じ。）をしようとする者（以下「特定整備主」という。）は、整備基準のうち特に守るべき基準として規則で定めるものを遵守するための措置を講じなければならない。

２　特定都市施設を所有し、又は管理する者（第20条第１項に規定する既存特定都市施設所有者等を除く。）は、前項に規定する基準を遵守しなければならない。

（届出）

第18条　特定整備主は、第14条第２項各号に掲げる事項について、規則で定めるところにより、工事に着手する前に市長に届け出なければならない。ただし、法令又は東京都の条例により、整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講ずることとなるよう定めている事項については、この限りでない。

２　前項の規定による届出をした者は、当該届出の内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をするときは、当該変更をする事項について、規則で定めるところにより、当該事項に係る部分の当該変更後の内容の工事を着手する前に市長に届け出なければならない。

（指導及び助言）

第19条　市長は、特定整備主に対し、その特定都市施設（工事中のものを含む。以下同じ。）について第14条第１項及び第３項並びに第17条第１項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、整備基準を勘案して特定都市施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

（既存特定都市施設の状況の把握等）

第20条　この節の規定の施行の際現に存する特定都市施設（以下「既存特定都市施設」という。）を所有し、又は管理している者（以下「既存特定都市施設所有者等」という。）は、当該既存特定都市施設を整備基準に適合させるための措置の状況の把握に努めなければならない。

２　市長は、前条に定めるもののほか、既存特定都市施設所有者等に対し、既存特定都市施設について前項に規定する措置の適確な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、当該既存特定都市施設の整備基準への適合状況を勘案し、必要な措置を講ずるよう指導及び助言をすることができる。

（報告の徴収）

第21条　市長は、特定整備主又は特定都市施設を所有し、若しくは管理する者（以下「特

定整備主等」という。）に対し、規則で定めるところにより、第19条及び前条第２項

の規定の施行に必要な限度において、当該特定都市施設に係る第17条の規定の遵守の

状況及び整備基準への適合状況について、報告を求めることができる。

（勧告）

第22条　市長は、第18条の規定による届出を行わずに同条に規定する工事に着手した者に対して、当該届出を行うよう勧告することができる。

２　市長は、特定整備主等が、正当な理由なく、第17条の規定に違反していると認めるとき、又は特定整備主等の特定都市施設の新設若しくは改修に伴って講ずる第14条第１項の規定に基づく措置が、正当な理由なく、整備基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、規則で定めるところにより、当該特定整備主等に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

（公表）

第23条　市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

２　市長は、前項の公表をしようとする場合は、前条の規定による勧告を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

（特定都市施設に関する調査）

第24条　市長は、第19条、第20条第２項、第22条及び前条第１項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定整備主等の同意を得て、特定都市施設に立ち入り、第17条の規定の遵守の状況及び整備基準への適合状況について調査させることができる。

２　前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、特定整備主等その他の関係人に提示しなければならない。

第５節　車両、住宅等

（車両等の整備）

第25条　車両等を所有し、又は管理する者は、当該車両等について、高齢者や障害者を含めたすべての人が円滑に利用できるようにするための整備に努めなければならない。

（住宅の供給）

第26条　住宅を供給する事業者は、高齢者や障害者を含めたすべての人が円滑に利用できるようにするために配慮された住宅の供給に努めなければならない。

（福祉用具等の品質の向上等）

第27条　福祉用具を製造し、販売し、又は賃貸する事業者は、高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者（以下「高齢者、障害者等」という。）の心身の特性及び置かれている環境を踏まえ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう当該福祉用具の品質の向上、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

２　前項に定めるもののほか、食器、家具、電化製品その他の日常生活で利用する物品を製造し、販売し、又は賃貸する事業者は、高齢者や障害者を含めたすべての人が円滑に利用できるようこれらの物品の使いやすさの向上、情報の提供その他必要な
措置を講ずるよう努めなければならない。

第３章　雑則

（国等に関する特例）

第28条　国等については、第18条から第24条までの規定は、適用しない。

２　市長は、国等に対し、特定都市施設の整備基準への適合状況その他必要と認める事項について報告を求めることができる。

（委任）

第29条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附　則（平成９年３月21日・平成９年条例第２号）

（施行期日）

１　この条例は、平成９年４月１日から施行する。

（小平市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　小平市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第９号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成13年３月22日・平成13年条例第８号）

この条例は、平成13年４月１日から施行する。

附　則（平成21年９月30日・平成21年条例第20号）

（施行期日）

１　この条例は、平成21年10月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の小平市福祉のまちづくり条例（以下「改正後の条例」という。）第17条の規定は、施行日以後に改正後の条例第18条の規定による届出をした者について適用する。





## ２　小平市福祉のまちづくり推進協議会委員名簿

（敬称略）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役　職 | 氏　名 | 所　属 |
| 会　　長 | 木下　聖 | 学識経験者 |
| 副 会 長 | 野口　祐子 | 学識経験者 |
| 委　　員 | 荒井　久美子 | 小平市地域包括支援センター |
| 委　　員 | 及川　浩一 | 公募委員 |
| 委　　員 | 奥村　秀 | 小平市医師会 |
| 委　　員 | 粕谷　則雄 | 小平商工会 |
| 委　　員 | 金子　惠一 | 小平市社会福祉協議会 |
| 委　　員 | 川崎　善次 | 小平市高齢クラブ連合会 |
| 委　　員 | 川里　やすみ | 公募委員 |
| 委　　員 | 小薗　妃路子 | 公募委員 |
| 委　　員 | 市東　和子 | 小平市民生委員児童委員協議会 |
| 委　　員 | 島崎　亜紀 | 小平市障害者団体連絡会 |
| 委　　員 | 髙木　紀三 | 公募委員 |
| 委　　員 | 武俣　民人 | 小平市私立幼稚園協会 |
| 委　　員 | 田中　奈穂子 | 公募委員 |
| 委　　員 | 西　　俊幸 | 小平市公立小学校校長会 |
| 委　　員 | 萩谷　洋子 | 公募委員 |
| 委　　員 | 藤森　謙作 | 公募委員 |
| 委　　員 | 矢野　久子 | 公募委員 |



## ３　小平市福祉のまちづくり推進協議会の検討経過

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 回 | 開　催　日 | 検　討　事　項　等 |
| 第１回 | 平成２８年９月２９日 | ・小平市地域保健福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定の基本方針について・小平市地域保健福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定のための基礎調査について |
| 第２回 | 平成２８年１１月４日 | ・小平市地域保健福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定のための基礎調査（案）について・小平市地域保健福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定のための基礎調査（担い手調査）の送付先（案）について |
| 第３回 | 平成２８年１２月１９日 | ・これからの地域福祉に期待されること～「地域共生社会」の実現～・福祉のまちづくりの動向・小平市の地域福祉を取り巻く現状について・小平市第二期福祉のまちづくり推進計画の状況について |
| 第４回 | 平成２９年３月３０日 | ・小平市地域保健福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定のための基礎調査報告書（案）について |
| 第５回 | 平成２９年５月２４日 | ・計画目次（案）について・基礎調査結果から見る現状（案）について・地域福祉・福祉のまちづくり推進計画に関する課題（案）について |
| 第６回 | 平成２９年７月７日 | ・第三期地域保健福祉計画及び第二期福祉のまちづくり推進計画における主な取組内容（案）について・第四期地域保健福祉計画（案）について |
| 第７回 | 平成２９年８月２５日 | ・第三期福祉のまちづくり推進計画（案）について・小平市第四期地域保健福祉計画（案）について |
| 第８回 | 平成２９年１０月３１日 | ・第四期地域保健福祉計画・第三期福祉のまちづくり推進計画（素案）について　 |
| 第９回 | 平成３０年１月３０日 | ・市民意見公募手続の実施結果について・市民懇談会・わかりやすい説明会での意見について・第四期地域保健福祉計画及び第三期福祉のまちづくり推進計画（計画案）について |





小平市福祉のまちづくり推進協議会

## ４　小平市地域保健福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定調整会議設置要綱

平成28年４月28日　制定

（設置）

第１条　小平市地域保健福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（以下「計画」という。）の策定について検討を行うため、小平市地域保健福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

（検討事項）

第２条　調整会議は、次に掲げる事項を検討する。

(1) 計画の策定に関すること。

(2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

（構成）

第３条　調整会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

（会長及び副会長）

第４条　調整会議に会長及び副会長を置き、別表に掲げる者をもって充てる。

２　会長は、会務を総理し、調整会議を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（招集等）

第５条　調整会議は、会長が招集する。

２　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席又は意見を求めることができる。



（ワーキングチーム）

第６条　事務の円滑な推進を図るため、調整会議にワーキングチーム（以下「チーム」という。）を置く。

２　チームメンバーは、会長が別に定める。

３　チームにリーダー及びサブリーダーを置き、会長が指名する者をもって充てる。

４　リーダーは、会務を総理し、チームを代表する。

５　サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

６　チームの会議は、リーダーが招集する。

７　リーダーは、必要があると認めるときは、メンバー以外の者の出席又は意見を求めることができる。

（報告）

第７条　リーダーは、チームの検討等の結果を調整会議に報告するものとする。

（庶務）

第８条　調整会議及びチームの庶務は、健康福祉部生活支援課において処理する。

（設置期間）

第９条　調整会議及びチームの設置期間は､設置の日から平成３０年３月３１日までとする。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（施行期日）

この要綱は、平成２８年４月２８日から施行する。



別表（第３条、第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 職　　務　　名 |
| 会　長 | 健康福祉部長 |
| 副会長 | 健康福祉部生活支援課長 |
| 委　員 | 企画政策部政策課長 |
| 委　員 | 総務部防災危機管理課長 |
| 委　員 | 地域振興部市民協働・男女参画推進課長 |
| 委　員 | 地域振興部産業振興課長 |
| 委　員 | 子ども家庭部子育て支援課長 |
| 委　員 | 子ども家庭部保育課長 |
| 委　員 | 健康福祉部高齢者支援課長 |
| 委　員 | 健康福祉部地域包括ケア推進担当課長 |
| 委　員 | 健康福祉部障がい者支援課長 |
| 委　員 | 健康福祉部健康推進課長 |
| 委　員 | 都市開発部都市計画課長 |
| 委　員 | 都市開発部公共交通課長 |
| 委　員 | 教育部教育施策推進担当課長 |



## ５　小平市地域保健福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定調整会議委員名簿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役　職 | 氏　名 | 職　務　名 |
| 会　長 | 柳瀨　正明 | 健康福祉部長 |
| 副会長 | 屋敷　元信 | 健康福祉部生活支援課長 |
| 委　員 | 安部　幸一郎 | 企画政策部政策課長 |
| 委　員 | 金子　一道 | 総務部防災危機管理課長 |
| 委　員 | 篠宮　智己 | 地域振興部市民協働・男女参画推進課長（平成２９年３月３１日まで） |
| 宇野　智則 | 地域振興部市民協働・男女参画推進課長（平成２９年４月１日から） |
| 委　員 | 板谷　扇一郎 | 地域振興部産業振興課長 |
| 委　員 | 小島　淳生 | 子ども家庭部子育て支援課長 |
| 委　員 | 小松　耕輔 | 子ども家庭部保育課長（平成２９年３月３１日まで） |
| 市川　裕之 | 子ども家庭部保育課長（平成２９年４月１日から） |
| 委　員 | 大平　真一 | 健康福祉部高齢者支援課長 |
| 委　員 | 細谷　毅 | 健康福祉部地域包括ケア推進担当課長 |
| 委　員 | 河原　順一　 | 健康福祉部障がい者支援課長（平成２９年３月３１日まで） |
| 原　　儀和 | 健康福祉部障がい者支援課長（平成２９年４月１日から） |
| 委　員 | 鶴巻　好生 | 健康福祉部健康推進課長（平成２９年３月３１日まで） |
| 永井　剛 | 健康福祉部健康推進課長（平成２９年４月１日から） |
| 委　員 | 奈良　勝己 | 都市開発部都市計画課長 |
| 委　員 | 滝澤　徳一 | 都市開発部公共交通課長 |
| 委　員 | 小林　邦子 | 教育部教育施策推進担当課長（平成２９年３月３１日まで） |
| 荒木　忍 | 教育部教育施策推進担当課長（平成２９年４月１日から） |

## ６　ワーキングチームメンバー名簿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役　職 | 氏　名 | 所　属 |
| リーダー | 髙木　秋宗 | 健康福祉部生活支援課 |
| メンバー | 三野　正彦 | 企画政策部政策課（平成２９年６月３０日まで） |
| 畠山　純子 | 企画政策部政策課（平成２９年７月１日から） |
| メンバー | 窪田　悦子 | 総務部防災危機管理課 |
| メンバー | 船津　和清 | 地域振興部市民協働・男女参画推進課 |
| メンバー | 高橋　理 | 地域振興部産業振興課（平成２９年３月３１日まで） |
| 石田　絢子 | 地域振興部産業振興課（平成２９年４月１日から） |
| メンバー | 窪田　智 | 子ども家庭部子育て支援課 |
| メンバー | 三野　智美 | 子ども家庭部保育課（平成２９年３月３１日まで） |
| 伊藤　真美 | 子ども家庭部保育課（平成２９年４月１日から） |
| メンバー | 関根　久美子 | 健康福祉部高齢者支援課 |
| メンバー | 白﨑　飛鳥 | 健康福祉部障がい者支援課 |
| メンバー | 永田　幹子 | 健康福祉部健康推進課 |
| メンバー | 鹿島　幸宏 | 都市開発部都市計画課（平成２９年３月３１日まで） |
| 石橋　隆司 | 都市開発部都市計画課（平成２９年４月１日から） |
| メンバー | 小山　誠 | 都市開発部公共交通課 |
| メンバー | 杉浦　義之 | 教育部指導課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務局 | 齋藤　千代子 | 健康福祉部生活支援課 |

## ７　市民懇談会・市民意見公募（パブリックコメント）

　　（１）市民懇談会

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　開催日時 | 会場 | 参加者数 |
| 平成２９年１２月　６日（水）午後１時３０分～２時３０分 | 小川西町公民館 | ２８名 |
| 　　　　　１２月　８日（金）午後６時３０分～７時３０分 | 東部市民センター | １３名 |
| 　　　　　１２月　９日（土）午後１時３０分～２時３０分 | 中央公民館 | １４名 |
| 合　計 | ５５名 |

　　（２）わかりやすい説明会（第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画と合同開催）

主に知的障がいのある人を対象とした説明会を開催しました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 開催日時 | 会場 | 参加者数 |
| 平成２９年１２月１４日（木）午前１０時～１１時３０分 | 健康センター | ３３名 |

　　（３）市民意見等（パブリックコメント）（※電子メールによる）

|  |  |
| --- | --- |
| 意見受付期間 | 平成２９年１１月１８日（土）～１２月１７日（日） |
| 意見提出者数 | ２名 |





市民懇談会



わかりやすい説明会



## ８　社会福祉法（抜粋）

昭和26年法律第45号【平成30年４月1日施行】

（地域福祉の推進）

第４条　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

２　地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第５条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第６条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

２　国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）

第106条の２ 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、

必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決

に資する支援を求めるよう努めなければならない。

一　児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業

二　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業

三　介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業

四　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

五　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業

（包括的な支援体制の整備）

第106条の３ 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一　地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二　地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三　生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

２　厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五　前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

２　市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

３　市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評

価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を
変更するものとする。



## ９　用語解説

※ページ数は、本文中の初出のページです。

|  |  |
| --- | --- |
| **用語** | **解説** |
| **あ行** |
| **愛の手帳**Ｐ２３ | 知的障がいの人に交付される療育手帳のこと。障がいの程度（１度から４度の区分）によって交付される。 |
| **一時生活支援事業**Ｐ３ | 住居を持たない人、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある人に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供するもの。退所後の生活に向けて、就労支援等の自立支援も行う。 |
| **エスコートゾーン**Ｐ９６ | 道路を横断する視覚障がいのある人の安全性及び利便性を向上させるために横断歩道上に設置され、視覚障がいのある人が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列。 |
| **ＮＰＯ法人**Ｐ３１ | 特定非営利活動促進法に定める分野の非営利活動を行う民間の団体が、特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）という法人格を取得することで、継続的かつ健全な活動を展開することができる制度。 |
| **オストメイト**Ｐ４９ | 人工肛門や人工膀胱を保有する人。 |
| **思いやり駐車区画**Ｐ１００ | 障害者等用駐車区画とは別に、車椅子使用者以外の障がいのある人をはじめ、歩行困難な高齢者、妊産婦、乳幼児を連れた人、けがをした人等の配慮を必要とする人が利用できる駐車区画のこと。 |
| **音響式信号機**Ｐ９６ | 信号機が青になったことを視覚障がいのある人に知らせるため、誘導音を出す装置がついている信号機のこと。 |



|  |  |
| --- | --- |
| **用語** | **解説** |
| **音声コード**Ｐ１０３ | 印刷物に掲載された文字情報を約２㎝四方の二次元コードに変換したもので、専用の読み取り装置を使用することで、記録された情報を音声で聞くことができる。音声コードには漢字を含めた約800文字を格納でき、これまでも文書からの情報入手が困難であった視覚障がいのある人をはじめ、高齢者や外国人などにもわかりやすく情報を提供することが可能となるなど、ユニバーサルデザインの観点からも注目されている。 |
| **か行** |
| **介護予防・日常生活支援総合事業**Ｐ４８ | 市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支えあい体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すもの。 |
| **学習支援事業**Ｐ３ | 子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行うもの。 |
| **学童クラブ**Ｐ２９ | 保護者が仕事や病気等の理由で、昼間、児童をみられない留守家庭の小学校低学年児童（主に１年生～３年生）を対象に、放課後一定の時間預かり、保護者に代わって集団的な指導を行い、児童の事故防止と心身の健全育成を図ることを目的とした事業のこと。 |
| **家計相談支援事業**Ｐ３ | 家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、早期の生活再生を支援するもの。 |
| **簡易筆談器**Ｐ４６ | マグネットペンで書いて消去できるボードのこと。 |



|  |  |
| --- | --- |
| **用語** | **解説** |
| **共生社会**Ｐ４ | 様々な状況や状態の人々がすべて分け隔てなく包摂され、障がいのある人もない人も、支え手側と受け手側に分かれることなく共に支えあい、多様な個人の能力が発揮されている活力ある社会。 |
| **ケアマネジャー****(介護支援専門員)**Ｐ９８ | 要支援または要介護と認定された人が、適切な介護サービスを受けられるようにするために、ケアプラン（居宅サービス計画、施設サービス計画）を作成する専門職。 |
| **元気村まつり**Ｐ７４ | 市内で活動する市民活動団体が集う「ＮＰＯフェスタ」と、元気村にある施設の活動を発表する「元気村ひろば」をあわせて、毎年秋に小平元気村おがわ東で開催している。 |
| **権利擁護センターこだいら**Ｐ１３ | 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度の利用支援、障がい福祉サービスの利用等に係る苦情相談、法律専門相談等を実施している。 |
| **合計特殊出生率**Ｐ２７ | その年の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。 |
| **交通バリアフリー****基準・ガイドライン**Ｐ４ | バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準・バリアフリー整備ガイドラインのこと。移動等円滑化基準は、旅客施設を新たに建設し、若しくは大規模な改良を行うとき、車両に関しては、新たに事業の用に供するときに適合義務のある基準。バリアフリー整備ガイドラインは、事業者等が実際に施設及び車両を整備する際のあり方や、望ましい内容を具体的に示した目安。 |
| **高齢化率**Ｐ２１ | 65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。 |
| **高齢クラブ**Ｐ１５ | 高齢者が健康で豊かな生活をおくるために、地域を基盤として自主的に組織した団体。 |



|  |  |
| --- | --- |
| **用語** | **解説** |
| **高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準**Ｐ５ | すべての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして定めたもの。 |
| **子育て・女性相談**Ｐ１５ | 子育てについての不安や悩みの相談を受ける場。また、女性が抱える様々な問題を一緒に考え、解決をするための場。 |
| **（仮称）子育て世代包括支援センター**Ｐ１５ | 妊娠期から子育て期までの様々なニーズを把握し、総合的に情報提供や相談を行うことができる機能のこと。 |
| **子育てふれあい広場**Ｐ１５ | 地域センター等と市立保育園で子育て中の親子（乳幼児）を対象にした相談・交流ができる広場。 |
| **小平市民活動支援センターあすぴあ**Ｐ３１ | 市民の自主的な社会貢献活動・市民活動を支援するための拠点施設として、平成 22（2010）年４月に小平元気村おがわ東の一角に開設した。 |
| **こだいら生活相談支援センター**Ｐ１３ | 様々な事情により経済的に困っている市民を対象とした相談窓口のこと。活用できる制度や事業の案内、関連機関への紹介を行う。生活困窮者自立支援法に基づく相談等を行う。 |



|  |  |
| --- | --- |
| **用語** | **解説** |
| **小平市大学連携協議会（こだいらブルーベリーリーグ）**Ｐ７４ | 平成25（2013）年に小平市と小平市内の６つの大学が、地域社会の発展と人材の育成を目的とした連携を進めるため設立した協議会のこと。現在は、７つの大学（嘉悦大学、職業能力開発総合大学校、白梅学園大学・白梅学園短期大学、津田塾大学、一橋大学、文化学園大学、武蔵野美術大学）。行政と大学、あるいは大学間の連携を進めるため、意見交換や情報共有を図るための定期的な会議を実施するほか、共同で分科会を設け、それぞれのテーマに即した連携を実践している。 |
| **こだいらボランティアセンター**Ｐ３１ | ボランティア・市民活動に興味関心のある市民、または、すでに活動されている市民（団体を含む）の相談や、様々なボランティア・市民活動を推進する事業を実施する「中間支援組織」のこと。対象分野は、福祉分野はもとより、学校教育や生涯学習分野、あるいは、地域の多様な市民活動分野と連携している。 |
| **子ども家庭支援センター**Ｐ１５ | 児童虐待等、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じるとともに、子育てに関する情報提供等を行う。 |
| **こども１１０番のいえ**Ｐ８６ | 警察、青少年対策地区委員会、PTA 、事業所等の協力を得て、平成10（1998）年度から開設している。 協力者が、「こども110番のいえ」のプレートを入口付近の目立つ場所に貼り、子どもが身の危険を感じ、助けを求めたときに保護し、状況によっては110 番通報していただくもの。 |
| **子ども広場**Ｐ１５ | 保護者の交流、子育て情報の提供、講習会・イベント、子どもの遊びの場の提供等を行っている。市内６か所で、乳幼児とその保護者、小・中学生を対象に開催している（中島地域センター、上水本町地域センター、小川東町地域センター、天神地域センター、大沼地域センター、さわやか館）。 |



|  |  |
| --- | --- |
| **用語** | **解説** |
| **コミュニケーション支援ボード**Ｐ１０５ | 災害時等に、コミュニケーションを取ることが困難な障がいのある人等が、意思表示できるよう、意思確認や要望の内容を絵文字等にし、それを指さすことでボランティアなどが意思確認できるもの。 |
| **コミュニティソーシャルワーカー**Ｐ１４ | 住民間や住民と関係者とをつなぐネットワークづくり、地域の福祉課題を解決するための資源の開発を進める役割を担う人材。東京都社会福祉協議会において養成研修を実施するとともに配置促進に向けた取組を行っており、区市町村社会福祉協議会において配置が進められている。 |
| **コミュニティタクシー**Ｐ９９ | バスより小さいワンボックス車両を使用し、路線バス等が運行しにくい身近な地域内に、停留所を設け、時刻表により定時定路線で運行する交通手段のこと。 |
| **さ行** |
| **事業分野別の対応指針（ガイドライン）**Ｐ１０１ | 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）において、民間事業者が取組を進める上で役立つよう、不当な差別的取扱いや合理的配慮に関する具体例や望ましい事例について、民間事業者の事業を担当する大臣が民間事業者に向けて示す指針。 |



|  |  |
| --- | --- |
| **用語** | **解説** |
| **磁気ループ**Ｐ４６ | 補聴器を使用している聴覚に障がいのある人等がイベントや会議等で、音楽や話し声を正確に聞き取るために聴力を補うための集団補聴設備の一種で、音声データを磁気に変換し、敷設したワイヤーから発生された磁気を、ループ内側にある補聴器や受信機で受信して音声信号に変えることで、目的の音声を届けることができる設備のこと。建物施工時に、ワイヤーを床下や天井に埋設・固定する「常設型」と、持ち運び可能な磁気発生アンプと巻き取り式のワイヤーを用いて必要な場所にループを設置できる「移動型」がある。 |
| **自転車ナビマーク**Ｐ９７ | 自転車が通行すべき部分と進行すべき方向を路面に表示するもの。 |
| **児童館**Ｐ４７ | 子どもたちが遊びを通して人とのつながりや心を豊かにし、いろいろな体験をしていく広場のこと。現在、市内には３館ある（花小金井南児童館、小川町二丁目児童館、小川町一丁目児童館）。 |
| **児童相談所**Ｐ１５ | 市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ援助を行うことにより、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的とした行政機関。児童福祉法に基づき、全国の都道府県及び政令指定都市に設置することが義務付けられている。 |
| **児童扶養手当**Ｐ３０ | ひとり親家庭等の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を図るために、18歳到達後最初の３月31日までの児童を養育している人に手当を支給する国の制度。 |



|  |  |
| --- | --- |
| **用語** | **解説** |
| **市民後見人**Ｐ４７ | 弁護士等の資格は持たないものの、社会貢献への意欲等が高い市民が、社会福祉協議会等が実施する講習や実習を受けて、家庭裁判所により後見人として選任されるもの。社会貢献型後見人ともいう。 |
| **住居確保給付金**Ｐ３ | 離職等により住居を失った人、または失う恐れの高い人に、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給するもの。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行う。 |
| **就労準備支援事業**Ｐ３ | 「社会との関わりに不安がある」、「ほかのひととコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な人に６か月から１年の間、プログラムにそって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行うもの。 |
| **障害者就労・生活支援センターほっと**Ｐ５０ | 障がいのある人の就労に関する相談・支援を行う。また、障がいのある人の雇用を考えている事業主、現在障がいのある人を雇用している事業主を、相談・支援等によりサポートする。 |
| **障害者等用駐車区画**Ｐ１００ | 車椅子使用者など、車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な人のために設けられた専用区画のこと。 |
| **自立相談支援事業**Ｐ３ | 生活に困りごとや不安を抱えている場合の地域の相談窓口で、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。小平市では、こだいら生活相談支援センターで実施している。 |



|  |  |
| --- | --- |
| **用語** | **解説** |
| **身体障害者補助犬**Ｐ４９ | 身体障害者補助犬は、目、耳、手足に障がいのある人の生活をサポートする、「盲導犬」・「聴導犬」・「介助犬」を指す。特別な訓練を受けている障がいのある人のパートナーで、障がいのある人の自立と社会参加を図るため、人が立ち入ることのできる公共施設、公共交通機関、不特定かつ多数の人が利用する商業施設・飲食店・病院・ホテルなどのほか、一定規模以上の民間企業には補助犬の同伴を受け入れる義務がある。 |
| **生活困窮者**Ｐ３ | 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。 |
| **生活支援コーディネーター**Ｐ１４ | 高齢者の生活介護・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす専門職。 |
| **生活支援体制整備事業協議会**Ｐ４８ | 高齢者の生活支援・介護予防サービスの多様な提供主体等が参画する情報の共有・連携強化の場。 |
| **青少年対策地区委員会**Ｐ５２ | 青少年の健やかな成長を願って活動する地域住民による行政協力団体。小平市では、小学校区ごとに、19の地区委員会が活動している。 |



|  |  |
| --- | --- |
| **用語** | **解説** |
| **成年後見制度**Ｐ４ | 認知症、知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。 |
| **総合評価方式**Ｐ５０ | 価格と品質で総合的に優れた調達を実現する入札方式のこと。 |
| **相談支援事業所**Ｐ１５ | 障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、計画相談支援や地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、地域生活支援事業（相談支援事業）を行う事業所のこと。 |
| **た行** |
| **第三者評価**Ｐ５８ | 事業者や利用者以外の中立的な第三者機関が、事業者の提供する福祉サービスを専門的かつ客観的な立場から総合的に評価するもので、福祉サービスを利用する方々への情報提供、及び事業者のサービスの質の向上を図るため、その結果を公表している。 |
| **宅配貸出サービス**Ｐ１０４ | 図書館への来館が困難な65歳以上の市民に図書館の職員またはボランティアが図書館の本を自宅へ宅配・回収するもの。 |
| **だれでもトイレ**Ｐ４９ | 高齢者、障がいのある人、子育て中の人など、だれもが使いやすくなっているトイレ。 |
| **地域共生社会**Ｐ４ | 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。 |
| **地域住民等**Ｐ１０ | 地域住民、地域福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者。 |



|  |  |
| --- | --- |
| **用語** | **解説** |
| **地域生活課題**Ｐ５ | 福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。 |
| **地域福祉権利擁護事業****（日常生活自立支援事業）**Ｐ５８ | 認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人等判断能力が十分でない人を対象に、利用者との契約に基づき、地域で安心して暮らせるように、福祉サービス利用援助を中心として、日常的な金銭管理サービス、重要書類の預かり等の支援を区市町村社会福祉協議会等で行うもの。 |
| **地域包括支援センター**Ｐ１３ | 高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、介護・保健・福祉の専門職がチームとなって、高齢者及びその家族からの相談の受付や、高齢者の見守り、心身の状態にあわせた支援を行う高齢者の総合的な相談・サービスの拠点。 |
| **中間支援組織**Ｐ５１ | 市民活動の促進や調整、仲介等の中間支援を行う機関の総称。特定のNPO（法人を含む）やボランティア個人を支援するのではなく、それら全てに貢献すべく個人・グループ・団体間に立ち、全体の発展のために活動を行う役割を持つ組織。 |



|  |  |
| --- | --- |
| **用語** | **解説** |
| **デイジー（ＤＡＩＳＹ）**Ｐ４６ | 視覚障がいのある人など活字による読書が困難な人向けのデジタル録音図書の国際標準規格。Digital Accessible Information SYstemの略称。視覚障がいのある人以外にも高齢者や学習障がい、知的障がい、精神障がいのある人にも有効とされ、国際的に広く認知されてきている。音声データを独自の形式で圧縮し、章や節ごとに「見出し」をつけることができる検索性の高い音声媒体。最長でディスク一枚に60時間程度収録可能だが、通常のＣＤ再生機では聞くことができない方式のもので、専用の再生機や、専用のソフトをインストールしたパソコンが必要になる。 |
| **点字ブロック**Ｐ９６ | 歩道やプラットホーム等で、視覚障がいのある人用に埋めこんだ突起つきのブロック。突起の形状で停止地点や進行方向を知らせる。正式には、視覚障がい者誘導用ブロックという。「点字ブロック」は、財団法人安全交通試験研究センターの登録商標だが、今日では総称として広く使われている。 |
| **な行** |
| **なるほど出前講座「デリバリーこだいら」**Ｐ５１ | 市の取組や暮らしに役立つ情報等について、市職員が出向き、説明を行うもの。 |
| **日常生活圏域**Ｐ１３ | 第３期介護保険事業計画から、地域の実情を踏まえたきめ細かい高齢者福祉・介護の環境づくりをめざすものとして、日常生活圏域の考え方が取り入れられた。現在、小平市では、地域の成り立ちや人口の分布状況等から、市内を「西圏域」「中央西圏域」「中央圏域」「中央東圏域」「東圏域」の５圏域に区分し、圏域ごとの中核拠点として地域包括支援センターを設置している。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **用語** | **解説** |
| **認可保育所**Ｐ２７ | 児童福祉法に基づいて設置された児童福祉施設。国が定めた設置基準を満たし、都道府県知事に認可された保育所。 |
| **認定こども園**Ｐ２８ | 就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供する施設のこと。子育てに関する相談や親子の集いの場を提供する子育て支援事業も行っている。 |
| **ノンステップバス**Ｐ９９ | バスの床を低くして乗降口の段差を無くし（ノンステップ）、車椅子等でも利用しやすくしたバス。 |
| **は行** |
| **(仮称)発達支援相談拠点**Ｐ１５ | 発達が気になる子どもに対する早期からの専門的対応と、保護者への相談支援が必要とされており、子どもの育ちや発達について総合的に相談できる拠点のこと。 |
| **バリアフリー**目次 | 建築分野において段差等の物理的障壁の除去を指すことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難としている社会的、制度的、心理的な障壁の除去という意味でも用いられる。 |
| **ひとり親相談**Ｐ１５ | ひとり親家庭などの悩みごと（生活・住宅・離婚・養育・就労など）について、相談・情報提供を行い支援している。また、母子・父子・女性福祉資金貸付に関する相談も受けている。 |
| **福祉事務所**Ｐ３ | 社会福祉法第14条に規定されている「福祉に関する事務所」をいい、福祉六法（生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法）に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を司る第一線の社会福祉行政機関のこと。 |
| **福祉体験等**Ｐ４３ | 車椅子体験、ガイドヘルプ体験、点字学習、手話学習、高齢者疑似体験、当事者による講話や交流等のこと。 |



|  |  |
| --- | --- |
| **用語** | **解説** |
| **福祉有償運送**Ｐ９９ | ＮＰＯ法人や社会福祉法人等が、単独で公共交通機関の利用ができない人（要介護高齢者や障がいのある人等）のために会員制で実施する移送サービスのこと。 |
| **ヘルプカード**Ｐ１００ | 障がいのある人などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めやすくするためのコミュニケーションツールで、緊急連絡先や必要な支援内容などを記載し携帯する。小平市では、平成26（2014）年３月に東京都標準様式に基づき作成し、障害者手帳等の所持者などに配布している。 |
| **ヘルプマーク**Ｐ１００ | 義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病等の人、または妊娠初期の人など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマーク。 |
| **ま行** |
| **民生委員児童委員**Ｐ１４ | 民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。 |
| **マタニティマーク**Ｐ１００ | 妊産婦が身につけ周囲が配慮を示しやすくするとともに、交通機関等が掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するもの。 |



|  |  |
| --- | --- |
| **用語** | **解説** |
| **や行** |
| **ＵＤブロック**Ｐ９６ | 「ユニバーサル デザイン ブロック」。車椅子の利用者や視覚障がいのある人の安全な通行を確保するために、歩道と車道の段差を部分的に解消した境界ブロックのこと。 |
| **ユニバーサルデザイン**Ｐ４ | 障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。 |
| **要約筆記**Ｐ１０４ | 聴覚に障がいのある人等のために、会議や講演会等で話されている内容の要点をまとめて、紙に書いたり、パソコンで打ち出すなどし、文字で情報を伝えること。 |





**小平市第四期地域保健福祉計画**

**小平市第三期福祉のまちづくり推進計画**

（平成30（2018）年度～38（2026）年度）

　　　　　　発行年月：　平成30（2018）年３月

編集・発行：　小平市 健康福祉部 生活支援課

住　　　所：　〒１８７－８７０１

　　　　　　　　　小平市小川町２丁目１,３３３番地

　　　　　電話：　０４２－３４６－９５３７

ＦＡＸ：　０４２－３４６－９４９８

電子メール：　df0012@city.kodaira.lg.jp

￥３００

この印刷物は、再生紙を利用しています。



